

# 令和4年度 沖縄市地域密着型サービス事業所集団指導



沖縄市健康福祉部介護保険課 管理係

指定事務等

1



## 目次

1. 沖縄市ホームページ検索方法について
2. 指定事務について
  - 2-1 指定更新申請について
  - 2-2 変更届・廃止・休止・再開について
3. 給付費算定に係る体制等に関する届出について
4. その他（お知らせ等）

2



# 1. 沖縄市ホームページ検索方法について

リニューアルした沖縄市  
ホームページの検索方法  
についてご案内します。



3

## ① トップページ → メニューをクリック

① トップページ → メニューをクリック

緊急情報

サイト内検索

メニュー

SEARCH  
情報を探す

ピックアップ

手続きから探す

目的から探す

便利な市民向けサービスをピックアップ！サービス一覧から掲載情報を選べます。

サービス一覧

あなたのしたい手続きの流れや  
必要な持ち物をご案内！

手続きナビゲーションシ  
テム

沖縄市での子育て・教育に役立つ  
情報や機能が満載！

子育て支援ポータルサイト  
OKIIKU

新型コロナウイルスの新着情報、支援など  
関連情報を紹介！

何か分からないことがあるかな？  
Aボイ（AIチャットボット）が答えるよ！

子育て支援ポータルサイト  
OKIIKU

工賃

OKIIKU

4

## ②健康・医療・福祉をクリック

city.okinawa.okinawa.jp

緊急情報

サイト内検索

閉じる

文字サイズ・色合い変更

音声読み上げ

Foreign Language

やさしい日本語

分類から検索

安心・安全

暮らし・手続き

子育て・教育

健康・医療・福祉

スポーツ・文化

地域・環境

産業・事業者

市政情報

手続きから検索

開く

5

## ③ページを下にスクロールします

city.okinawa.okinawa.jp/kenkou/index.html

緊急情報

サイト内検索

メニュー

トップページ > 健康・医療・福祉

健康・医療・福祉

下へスクロール

新着情報 NEWS

7月28日 > 地域包括支援センターから地域の情報を発信!!

7月24日 > サル痘について

7月22日 > コロナかな?と思ったら

ピックアップ PICK UP

何か分からないことがあるかな?  
Aボニー (AIチャットボット) が答えるよ!  
お役目AIおしゃべりロボット  
**新型コロナウイルス**

6

## ④ 「福祉サービス事業者」をクリック

このスクリーンショットは、沖縄市のウェブサイト「健康・医療・福祉」の「福祉サービス事業者」メニュー項目が赤い矢印で指され、黄色い吹き出しで「クリック」と表示されている様子を示しています。ウェブサイトのヘッダーには「沖繩市 国際文化観光都市」のロゴと「緊急情報」のアイコン、検索ボックス、メニューアイコンがあります。メインコンテンツには、4月1日、3月30日、3月28日の更新情報と「新型コロナウイルス感染症特設ページ」のバナーが掲載されています。ナビゲーションメニューには「健康管理」「医療・衛生」「障がい者福祉」「高齢者福祉」「福祉一般・生活保護」があり、「福祉サービス事業者」が赤い矢印で強調されています。また、「何か分からないことがあるかな？ Aポニー（AIチャットボット）が答えるよ！」というAIチャットボットの告知バナーも表示されています。

## ⑤ 「福祉サービス事業者」の「介護保険事業者向け情報」をクリック

このスクリーンショットは、沖縄市のウェブサイト「福祉サービス事業者」の「介護保険事業者向け情報」リンクが赤い矢印で指され、黄色い吹き出しで「クリック」と表示されている様子を示しています。ウェブサイトのヘッダーには「沖繩市 国際文化観光都市」のロゴと「緊急情報」のアイコン、検索ボックス、メニューアイコンがあります。メインコンテンツには、「福祉サービス事業者」のサブメニューがあり、「社会福祉法人の所轄庁について」「社会福祉法人現況報告書」「介護保険事業者向け情報」がリストアップされています。この中で「介護保険事業者向け情報」が赤い矢印で強調されています。また、「何か分からないことがあるかな？ Aポニー（AIチャットボット）が答えるよ！」というAIチャットボットの告知バナーも表示されています。右側のスクロールバーには、赤い矢印と手のイラストがあり、「下へスクロール」という指示が示されています。

各種お知らせ事項、申請・届出様式等を掲載しています。

沖繩市 国際文化観光都市

介護保険事業者向け情報

同カテゴリから探す

- 福祉サービス事業者
- 社会福祉法人の所轄庁について
- 社会福祉法人現況報告書
- 介護保険事業者向け情報
- 障害福祉サービス等事業者

- 沖縄市介護職員初任者研修等受講費用助成金について
- 介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ支援加算（令和4年10月から）計画書の提出について
- 集団指導
- 全事業者向け
- 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金について
- 【介護予防・日常生活支援総合事業】訪問型サービス、通所型サービスの算定方法の変更について（R4年4月提供分～）
- 【居宅介護支援・介護予防支援事業者向け】居宅介護支援・介護予防支援の指定(更新)申請
- 【居宅介護支援事業者向け】特定事業所集中減算の取扱いについて

何か分からないことがあるかな？  
Aボイ（AIチャットボット）が答えるよ！  
介護支援サービスセンター  
工賃券

または・・・（もう一つの方法）

①トップページのサイト内検索をクリック

沖繩市 国際文化観光都市

サイト内検索

SEARCH 情報を探す

ピックアップ

手続きから探す

目的から探す

便利な市民向けサービスをピックアップ！サービス一覧から掲載情報を選べます。

サービス一覧

あなたのしたい手続きの流れや必要な持ち物をご案内！

手続きナビゲーションシステム

沖縄市での子育て・教育に役立つ情報や機能が満載！

子育て支援ポータルサイト OKIIKU

新型コロナウイルスの最新情報、支援など関連情報を紹介！

何か分からないことがあるかな？  
Aボイ（AIチャットボット）が答えるよ！  
介護支援サービスセンター  
工賃券

## ②キーワードを入力（例：「変更届」）し、検索ボタンをクリック



11

## ③ページを下にスクロールします



12

## ④ 「【全事業者向け】変更・廃止・休止・再開に係る届出について」をクリック

約 934 件 (0.17 秒) 表示順: Relevance

入札参加資格審査申請書変更届 | 沖縄市役所  
 沖縄市: nyusatsukeiyaku | youshikidotokede  
 2022/05/13 ... ※提出は、争議の発生した時から2週間以内に提出してください。入札参加資格審査申請書変更届を提出（業者→契約管理課）（必要書類を添付の上 ...  
 ラベル付き 健康・医療・福祉

**【全事業者向け】変更・廃止・休止・再開に係る届出について | 沖縄市役所**  
 沖縄市: kenkou | jigyousha | kaigojigyousha  
 2022/05/19 ... 変更届について 提出期限 必要書類 業務管理体制の変更について 負担 ...  
 ラベル付き 健康・医療・福祉

世帯変更届の手続きをしたいのですが | 沖縄市役所  
 沖縄市: faq  
 2022/03/01 ... 世帯変更届には4種類あります。（1）世帯合併: 同じ住所にある2つ以上の世帯を合わせて1つの世帯にする届出。（2 ...

沖縄市物品購入等競争入札参加資格申請書変更届について | 沖縄市役所  
 沖縄市: nyusatsukeiyaku | youshikidotokede  
 2022/03/01 ... 沖縄市物品購入等競争入札参加資格申請書変更届について、申請書内容に変更が生じましたら変更届の提出 ...  
 ラベル付き 健康・医療・福祉

身体障害者手帳居住地・氏名等変更届 | 沖縄市役所  
 沖縄市: shuinai/fukushi | shuinai/shateicho

何か分からないことがあるかな？  
 Aボー（AIチャットボット）が答えるよ！  
 沖縄市役所 AIチャットボット

PAGE TOP

13

## ⑤ 目的のページに直接アクセスすることができます。

city.okinawa.okinawa.jp/k020-001/kenkou/jigyousha/kaigojigyousha/6911.html

沖縄市 国際文化観光都市  
 緊急情報 サイト内検索 メニュー

トップページ > 健康・医療・福祉 > 福祉サービス事業者 > 介護保険事業者向け情報 > 全事業者向け > 【全事業者向け】変更・廃止・休止・再開に係る届出について

印刷 ツイート LINEで見る 更新日: 2022年5月19日

## 【全事業者向け】変更・廃止・休止・再開に係る届出について

### 変更届について

- 変更に係る届出の手続きは下記のとおりです。
- 加算等の請求に係る事項の変更につきましては、【全事業者向け】介護給付費算定に係る届出について(令和3年4月版)をご確認ください。

何か分からないことがあるかな？  
 Aボー（AIチャットボット）が答えるよ！  
 沖縄市役所 AIチャットボット

同カテゴリから探す

- 全事業者向け
- 【全事業者向け】介護給付費算定に係る体制等に関する届出について
- 【全サービス事業者向け】事故報告について
- 【全サービス事業者向け】令和3年度制度改正・介護

変更・廃止・休止・再開に係る届出

14

## 2. 指定事務について



### 2-1 指定更新申請

### 2-2 変更届・廃止届・休止届・再開届

15



## 2-1. 指定（更新）申請について

### 指定（更新）申請期限について

・指定（更新）手続きの案内はありませんので、各事業所で指定有効期限の管理及び確認を行ってください。

・指定（更新）申請書類の提出は、指定（更新）予定日の前々月の初日からその月の末日までに**すべての書類を不備のない状態**で提出してください。

また、申請手続きについては、事前予約が必要です。

（例）

指定予定日 4月1日 → **申請は2/1～2月末日まで**

指定予定日 6月15日 → **申請は4/1～4月末日まで**

**要予約**

**しめ切り  
は  
守る!**

16



## 不備のない状態とは？

- 追加書類及び書類の差し替えを終え、必要書類がすべて揃っている状態のことを言います。

※書類に不備があると指定（更新）予定日に指定できない場合がありますので日程に余裕をもって提出してください。



## 指定更新の提出書類について

- 指定更新申請書、付表と付表（別添）に記載されている添付書類の提出が必要です。

ただし、添付書類については、届出済みの内容から変更がない場合、添付を省略することが可能です。

添付を省略する場合は、「添付省略」にチェックを付けてください。

- 届出済みの内容が不明確な場合は、必要書類一式を提出してください。



## 付表（指定に係る記載事項）の書き方の留意点

○通所サービスの人員に関する基準の確認に必要な事項

従業者の職種・員数の書き方

- 機能訓練指導員の員数の書き方については、生活相談員又は看護職員、若しくは介護職員と兼務しない場合にのみ記載してください。

（他の職種と兼務の場合は、機能訓練指導員の員数の記載は不要で専従の場合のみ員数を記載してください。）



## 介護サービス事業者の業務管理体制の届出について

- 介護サービス事業者は、業務管理体制を整備し、指定地域密着型サービスのみを行う介護サービス事業者であって、当該指定に係る全ての事業所が沖縄市にのみ所在する場合は、沖縄市に業務管理体制の届出（様式第1号）の提出が必要となります。
- **（介護保険法第115条の32第2項（整備）又は第4項（区分の変更）に基づく業務管理体制に係る届出書）**
- 業務管理体制の届出を行ったあと、届け出た内容に変更が生じた場合は、業務管理体制に係る変更届（様式第2号）を提出する必要があります。
- **（介護保険法第115条の32第2項（整備）又は第4項（区分の変更）に基づく業務管理体制に係る届出書）**

※業務管理体制の詳細につきましては、下記厚生労働省及び沖縄市のホームページをご参照ください。

厚生労働省URL:[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/kaigo\\_koureisha/service/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/service/index.html)

沖縄市URL:<https://www.city.okinawa.okinawa.jp/k020-001/kenkou/jigyousha/kaigojigyousha/22457.html>



# 介護保険事業者における業務管理体制の整備と届出先

○ 法令遵守の義務の履行を確保するため、業務管理体制の整備を義務付けることにより、指定取消事案などの不正行為を未然に防止するとともに、利用者の保護と介護事業運営の適正化を図る。

(業務管理体制整備の内容)

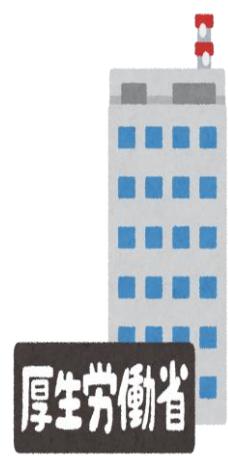


(届出先)

区 分	届出先
① 指定事業所が3以上の地方厚生(総合保健)圏域に所在する事業者	厚生労働大臣
② 指定事業所が2以上の都道府県に所在し、かつ、2以下の地方厚生(総合保健)圏域に所在する事業者	主たる事業所の所在地の都道府県知事
③ 指定事業所が同一指定都市内のみ所在する事業者	指定都市の長
④ 指定事業所が同一中核市内のみ所在する事業者(条2)	中核市の長
⑤ 地域密着型サービスのみを行う事業者で、指定事業所が同一市町村内のみ所在する事業者	市町村の長
⑥ ①から⑤以外の事業者	都道府県知事

(※1) 事業所数は、介護予防事業所は含まず、あなほ事業所及び総合事業における介護予防-生活支援サービス事業所は、含まない。  
 (あなほ事業所とは、介護者が行う認定サービス(認知症管理指導、訪問看護、訪問リハ及び通所リハ)であって、介護保険法の指定があったとき、介護保険法の指定がなくなったのみなされている事業所のこと。)

(※2) 指定事業所に介護療養型医療施設を含む場合は、事業所を数く。(届出先は、都道府県知事)



厚生労働省：<https://www.mhlw.go.jp/content/210329-1.pdf>



手続きの詳細や申請書類については、下記沖縄市ホームページをご確認ください。

## < 地域密着型サービス >

沖縄市ホームページ→メニュー→健康・医療・福祉→福祉サービス事業者→介護保険事業者向け情報→【地域密着型サービス事業者向け】地域密着型サービス等の指定(更新)申請関係

<https://www.city.okinawa.okinawa.jp/k020-001/kenkou/jigyousha/kaigojigyousha/22457.html>



## 指定更新時における留意事項



### ①指定（更新）申請時、銀行の営業時間に留意

- ・指定申請手数料は「申請の際納付しなければならない」とされています。（沖縄市手数料条例）

沖縄市役所内の銀行窓口は、16時に営業終了となりますのでそれまでに申請手続きを済ませ、手数料の納付まで行えなければ申請受付はできませんのでご注意ください。

23



### ②各種様式について

- ・各種様式は、変更する場合がありますのでその都度、沖縄市ホームページをご確認の上、最新の様式をご利用ください。

（掲載場所は後述）



### ③設備基準について

- **設備基準**（基準第22条、第44条第1項、第67条第1項、第93条第2項、第112条第6項、第132条第1項第9号、第175条第1項）

- 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備とは、消防法その他の法令等に規定された設備を示しており、それらの設備を確実に設置しなければならないものである。
- なお、グループホームについては、原則として、全ての事業所でスプリンクラー設備の設置が義務づけられているので、留意されたい。



	基準解釈通知赤本
地密通所	P531
認知デイ	P576
小多機	P619
看多機	P799
GH	P665
地密特定	P706
地密特養	P739

25



### 消防設備についての留意事項について

- 指定更新時の提出書類に「直近の消防用設備等点検結果報告書」がありますが点検が実施されていない事例が見受けられます。

※点検が実施されていないことで指定更新時の書類提出が遅れ、指定更新に支障をきたしています。

設備基準を満たさない場合は、指定更新ができない場合がありますのでご留意ください。



## 消防用設備等点検報告制度について

消防用設備等や特殊消防用設備等が火災時にその機能を発揮することができるよう、防火対象物の関係者に対し、定期的な点検の実施と、その結果の消防署長等への報告を義務付けているもの。(昭和49年の消防法改正により創設。昭和50年4月より施行。)

### 【制度の概要】(消防法第17条の3の3)

防火対象物の関係者は、消防用設備等又は特殊消防用設備等について、定期に点検し、その結果を消防長又は消防署長に報告しなければならない。

### 【点検の種類と期間】(平成16年消防庁告示第9号)

#### ●機器点検

次の事項について、消防用設備等の種類等に応じ、6月に1回実施する点検。

- ① 消防用設備等に附置される非常電源(自家発電設備に限る。)又は動力消防ポンプの正常な作動
- ② 消防用設備等の機器の適正な配置、損傷等の有無その他主として外観から判別できる事項
- ③ 消防用設備等の機能について、外観から又は簡易な操作により判別できる事項

#### ●総合点検

消防用設備等の全部若しくは一部を作動させ、又は使用することにより、総合的な機能を確認するため、消防用設備等の種類等に応じ、年に1回実施する点検。

### 【点検実施者】(消防法施行令第36条第2項)

次の防火対象物の消防用設備等は、消防設備士又は消防設備点検資格者に点検をさせなければならない。

- ① 延べ面積1,000㎡以上の特定防火対象物
- ② 延べ面積1,000㎡以上の非特定防火対象物で、消防長又は消防署長が指定するもの
- ③ 特定一階段等防火対象物

### 【報告】(消防法施行規則第31条の6第3項)

防火対象物の関係者は、点検結果を、維持台帳に記録するとともに、以下の期間ごとに消防長又は消防署長に報告しなければならない。ただし、特殊消防用設備等にあつては、設備等設置維持計画に定める点検の結果についての報告の期間ごとに報告するものとする。

- |           |       |
|-----------|-------|
| ① 特定防火対象物 | 1年に1回 |
| ② 上記以外    | 3年に1回 |

※ 特定防火対象物とは、百貨店、旅館、病院、地下街、複合用途防火対象物その他の防火対象物で不特定多数の者又は災害時に犠牲が必要となる者が出入りする施設(消防法施行令別表第1の(1)項～(4)項、(5)項イ、(6)項、(9)項イ、(16)項イ、(16の2)項、(16の3)項に掲げる防火対象物)

総務省消防庁 予防課 設備：[https://www.fdma.go.jp/mission/prevention/suisin/items/r01\\_0628-2.pdf](https://www.fdma.go.jp/mission/prevention/suisin/items/r01_0628-2.pdf)



防火対象物(消防法施行令別表第1)		点検結果報告の期間
(1)	イ 劇場、映画館、演芸場又は観覧場	1年に1回
	ロ 公会堂又は集会場	
イ	キャバレー、カフェー、ナイトクラブその他これらに類するもの	
	遊技場又はダンスホール	
(2)	ハ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第百二十二号)第二条第五項に規定する性風俗関連特殊営業を営む店舗(二並びに(1)項イ、(4)項、(5)項イ及び(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供されているものを除く。)その他これに類するものとして総務省令で定めるもの	
	ニ カラオケボックスその他遊興のための設備又は物品を個室(これに類する施設を含む。)において客に利用させる役務を提供する業務を営む店舗で総務省令で定めるもの。	
(3)	イ 待合、料理店その他これらに類するもの	
	ロ 飲食店	
(4)	イ 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗又は展示場	
(5)	イ 旅館、ホテル、宿泊所その他これらに類するもの	
	ロ 寄宿舎、下宿又は共同住宅	
イ	病院、診療所又は助産所	1年に1回
	老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、有料老人ホーム(主として要介護状態にある者を入居させるものに限る。)、介護老人保健施設、救護施設、乳児院、知的障害児施設、盲ろうあ児施設(通所施設を除く。)、肢体不自由児施設(通所施設を除く。)、重症心身障害児施設、障害者支援施設(主として障害の程度が重い者を入所させるものに限る。)、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の2第4項若しくは第6項に規定する老人短期入所事業若しくは認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設又は障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第5条第6項若しくは第10項に規定する短期入所若しくは共同生活介護を行う施設(主として障害の程度が重い者を入所させるものに限る。ハ)において「短期入所等施設」という。)	
(6)	老人デイサービスセンター、軽費老人ホーム、老人福祉センター、老人介護支援センター、有料老人ホーム(主として要介護状態にある者を入居させるものを除く。)、更生施設、助産施設、保育所、児童養護施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設(通所施設に限る。)、肢体不自由児施設(通所施設に限る。)、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター、身体障害者福祉センター、障害者支援施設(主として障害の程度が重い者を入所させるものを除く。)、地域活動支援センター、福祉ホーム、老人福祉法第5条の2第3項若しくは第5項に規定する老人デイサービス事業若しくは小規模多機能型居宅介護事業を行う施設又は障害者自立支援法第5条第6項から第8項まで、第10項若しくは第13項から第16項までに規定する生活介護、児童デイサービス、短期入所、共同生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援若しくは共同生活援助を行う施設(短期入所等施設を除く。)	
	ニ 幼稚園又は特別支援学校	

消防法施行令：<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=336C0000000037>



## 消防用設備等の点検について（まとめ）

- 消防法（消防法第17条の3の3）により消防用設備等を設置することが義務付けられている建物の関係者（所有者・管理者・占有者）は、設置した消防用設備等を定期的に点検し、その結果を消防庁又は消防署長に報告する義務があります。

### ★点検の種類と期間

機器点検 6月に1回

総合点検 1年に1回



### ★点検結果の報告

点検結果報告（消防法施行規則第31条の6・平成16年消防庁告示第9号）  
 特定防火対象物 → 1年に1回報告する義務があります。

※小多機・GH・通所・入所系事業所は特定防火対象物に該当します。

※1年に1回、消防庁又は消防署長への点検結果報告が必要です。



## 2-2 変更届・廃止届・休止届・再開届

### ①変更届

変更事由が発生した日から10日以内に変更届を提出してください。

（※）利用定員を変更する場合・事業所の所在地を変更する場合等は、現地確認を含む審査等により一定の時間を要することが考えられますので、変更予定日の前月15日までに提出してください。

・運営規程の変更について、職員の「員数」は日々変わりうるものであるため、業務負担軽減等の観点から、規定を定めるに当たっては、人員基準においておくべきとされている員数を満たす範囲において、「〇人以上」と記載することも差し支えありません。



### ②休止・廃止届

廃止日・休止日の1月前までに、廃止・休止届出書を提出してください。

休止期間については、本市は最大1年間としています。

その期間を超える場合は再度休止届を提出してください。

### ③再開届

再開日から10日以内に、再開届出書を提出してください。

	基準解釈通知赤本
地密通所	P542
認知デイ	P589
小多機	P631
看多機	P813
GH	P677
地密特定	P716
地密特養	P759
居宅介護	P857
予防支援	P1387

30



## 変更届

### <変更届が必要な事項>

- 事業所の名称
- 事業所の所在地 (※)
- 申請者の名称
- 主たる事務所の所在地
- 代表者（開設者）の氏名、生年月日及び住所
- 登記事項証明書・条例等（当該事業に関するものに限る）
- 事業所の建物の構造、専用区画等
- 事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所
- 運営規程  
（つづく）

31



### <変更届が必要な事項>

（つづき）

- 協力医療機関・協力歯科医療機関
- 介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との連携・支援体制
- 本体施設、本体施設との移動経路等
- 併設施設の状況等
- 介護支援専門員の氏名及びその登録番号
- その他

※上記以外で資格要件のある職種については、変更届出の義務はありませんが、本市においては、人員基準を確認するために提出をお願いしています。

32



## 変更届についての留意事項

- ①変更届は、**変更事由が発生した日から10日以内**に変更届を提出しなければならないが提出されていないことが多い。
- ②変更事由が発生した日から10日を過ぎて提出した場合でも遅延理由書の添付されていないことが多い。
- ③変更事項の項目チェックに誤りが見受けられる
- ④運営規程が変更になった場合は、運営規程参照だけではなく、変更内容対照表を活用し、変更前と変更後の内容がわかるようにしていただきたい。
- ⑤付表にある従業者の職種と員数については、記載事項の備考をご確認いただいた上でご記入ください。

**※変更届が必要となる事項をご確認いただき、遅滞なく提出していただきますようお願い致します。**



変更・廃止・休止・再開届の手続きの詳細や届出書類については、下記沖縄市ホームページをご確認ください。

沖縄市ホームページ→メニュー→健康・医療・福祉→福祉サービス事業者→介護保険事業者向け情報→【全事業所向け】変更・廃止・休止・再開に係る届出について

<https://www.city.okinawa.okinawa.jp/k020-001/kenkou/jigyousha/kaigojigyousha/6911.html>

**※届出の際は、ホームページより最新の様式をご利用ください。**



### 3.給付費算定に係る体制等に関する届出について

#### ①加算等の届出について

#### ②加算の算定要件を満たさなくなった時の取扱いについて

35



#### ①加算等の届出について

青本P570～

届出が必要な加算については、サービス種別ごとに下記の通り取り扱います。

サービス種別	算定開始時期
<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域密着型通所介護</li> <li>・（介護予防）認知症対応型通所介護</li> <li>・（介護予防）小規模多機能型居宅介護</li> <li>・看護小規模多機能型居宅介護</li> </ul>	毎月15日までに届出 →翌月から
<ul style="list-style-type: none"> <li>・（介護予防）認知症対応型共同生活介護</li> <li>・地域密着型特定施設入居者生活介護</li> <li>・地域密着型介護老人福祉施設</li> </ul>	16日以降に届出 →翌々月から
	届出が受理された日が属する月の翌月 （届出が受理された日が月の初日である場合は当該月）

36





加算の届出に必要な手続きや書類等の詳細については、下記沖縄市ホームページをご確認ください。

<https://www.city.okinawa.okinawa.jp/k020001/kenkou/jigyousha/kaigojigyousha/6363.html>



37

## ②※加算の算定要件を満たさなくなった時の取扱い

加算の算定要件を満たさなくなった時は、その事実が発生した日から加算の算定はできませんので、速やかにその旨を届出てください。



加算を含め、報酬請求の根拠となる書類は、提示を求められますので適切に保管してください。

38



## 4. その他（お知らせ等）

介護人材の育成・確保の取り組みについてのお知らせ

①介護施設等就職説明会の開催

②介護職員初任者研修等受講費用助成金



### ①沖縄市介護施設等就職説明会の開催

時間：令和4年12月17日(土)  
13:30～15:30

場所：コザしんきんドーム

当日は混雑が予想されるためシャトルバスを用意しています。（沖縄市役所⇄コザしんきんドーム）

また、食事券、キッチンカーを用意しています！

詳しくは、下記沖縄市ホームページをご確認ください

[https://www.city.okinawa.okinawa.jp/k020/content\\_s/p00002.html](https://www.city.okinawa.okinawa.jp/k020/content_s/p00002.html)：

**品 沖縄市 介護施設等 就職説明会**

参加無料・予約不要  
託児あり(要予約)

10:30~15:30無休運行  
3F～4Fコザシんきんドーム  
3F～4Fコザシんきんドーム  
10:30~15:30無休運行

無料送迎バス運行します！

と き 令和4年 **12月17日(土) 13:30～15:30**  
ところ **コザしんきんドーム** (コザ運動公園内) 〒904-0032 沖縄市諸見2-1-1

参加法人一覧	参加法人	参加法人
なせばなる株式会社	介護職、施設課長(理学療法士、作業療法士、言語聴覚士)	社会医療法人 敬愛会
医療法人 安心会	介護職、看護課長、理学療法士、ケアマネージャー	社会福祉法人 おきなわ長寿会
医療法人 かなの会	介護職、ケアマネージャー	社会福祉法人 希望会
医療法人 タビック	介護職	社会福祉法人 緑樹会
医療法人 信愛会	介護職、看護職	社会福祉法人 麗峰会
中部システムサポート株式会社	介護職	株式会社 トータルサポート研究所
株式会社 ニーデービル	介護職、訪問介護、相談員	株式会社 アーバン・エステート
株式会社 楽正堂	介護職	医療法人 光和会
株式会社 いしがくりエーション	介護職、看護士、ケアマネージャー、調理師	NPO法人 ふどうの会
合同会社 FERTILE-SOIL	介護職、看護士、調理師、訪問介護員	社会福祉法人 光和会

ハローワークの求職活動補助(求職活動費)は、求職活動中の月給相当額を上限としてお申し出ください。今後の状況に併せて、開催内容等について変更となる可能性もございますので、予めご了承ください。

主催 沖縄市 協賛 社会福祉法人 沖縄県社会福祉協議会  
問合せ 沖縄新聞開発(事業企画部) TEL 098-865-5270

## ②沖縄市介護職員初任者研修等受講費用助成金

申請受付期限：令和5年3月10日（必着）

※予算がなくなり次第終了です

助成金の交付決定には要件があります。

詳しくはHPをご参照ください

<https://www.city.okinawa.okinawa.jp/k020-001/contents/p00002.html>



ご清聴、ありがとうございました。

